

「責任ある機関投資家」の諸原則 ～日本版スチュワードシップ・コード～ の受入れについて

平成 26 年 8 月 27 日
平成 29 年 11 月 14 日改正
令和 2 年 9 月 24 日改正
独立行政法人中小企業基盤整備機構

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）では、小規模企業共済制度を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的として、小規模企業共済資産の運用を行っております。その資産運用の一環として国内株式（信託資産に限定）を保有しております。

そこで、機構は「資産保有者としての機関投資家（以下、「アセットオーナー」という。）」として適切にスチュワードシップ責任を果たすため、日本版スチュワードシップ・コード（以下「本コード」という。）について、平成 29 年 5 月 29 日改訂、令和 2 年 3 月 24 日改訂を含めて、その趣旨に賛同し、受入れを表明いたします。

なお、本コードにおいて、「スチュワードシップ責任」とは、機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG 要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味しています。

本コードは、この「スチュワードシップ責任」を果たすに当たり、「責任ある機関投資家」として有用と考えられる諸原則を定めており、機構では、本コードの 8 つの原則への対応について、以下のとおり公表いたします。

【原則 1】

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

小規模企業共済資産の運用は、小規模企業共済制度を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的としています。

これを踏まえ、機構は、アセットオーナーとしてのスチュワードシップ責任を果たすため、委託先である「資産運用者としての機関投資家」（以下「運用受託機関」という。）に対しても、本コードを受け入れて、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか、サステナビリティ（ESG 要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、中長期的な投資リターンの拡大を図ることを求めます。

そして、運用受託機関の選定及び評価に当たっては、短期的な視点のみに偏ることなく、運用受託機関における本コードへの取り組み状況も重視することとし、機構は運用受託機関に対し、議決権行使を含め、スチュワードシップ活動に関して求める事項を示し、運用受託機関が実効的なスチュワードシップ活動を行うよう求めます。

【原則 2】

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

機構は、独立行政法人通則法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法に定める運用方法から、株式は信託資産としての保有に限定されており、株主議決権の行使を直接行うものではないため、本原則は、運用受託機関を通じて行うこととし、運用受託機関には、関係会社に対する議決権行使等の利益相反を適切に管理し、受益者である小規模企業共済契約者の利益を第一として行動することを求めます。

なお、機構は、運用受託機関から議決権行使に関する方針の提出を受け、その内容を確認します。

【原則 3】

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

機構は、運用受託機関に対し、スチュワードシップ活動において、投資先企業の状況を的確に把握し、適時適切に報告することを求めます。運用受託機関のスチュワードシップ活動が自らの方針と整合的なものとなっているかについて、実効的に運用受託機関に対してモニタリングを行います。具体的には、運用受託機関が、投資先企業の開示情報や面談等を通じて、業績動向や資本構成等の財務情報、経営戦略やコーポレート・ガバナンス等の非財務情報の把握に努め、投資先企業の持続的な成長に資する投資判断を行っているか確認します。

【原則 4】

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

機構は、運用受託機関に対し投資先企業との対話を求め、ミーティング等を行い、その実施状況の把握に努めます。具体的には、運用受託機関が、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、持続的成長を促すことを目的とした対話を、投資先企業との間で建設的に行っているか確認します。特に、その確認に際し、サステナビリティを巡る課題に関する対話において、運用戦略と整合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結びつくものとなっているか留意します。

【原則 5】

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

機構は、運用受託機関から株主議決権の行使に関する方針の提出を受け、その内容を確認するとともに、運用受託機関が実施した議決権行使状況について報告を受け、議案の主な種類ごとに整理・集計して公表します。具体的には、運用受託機関が、投資先企業の持続的成長による中長期的な企業価値の向上を促す議案には賛成票を、それに反する議案には反対票を投じる等、適切な議決権行使を行っているか確認します。また、外観的に利益相反が疑われる議案等、投資先企業との建設的な対話に資する観点から重要とされる議案については、賛否を問わず、その理由についても確認します。

【原則 6】

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

機構は、議決権行使状況の公表を含めたスチュワードシップ活動の状況等について、受益者である小規模企業共済契約者に対し、当機構ホームページの活用等により定期的に報告します。

【原則 7】

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

機構は、運用受託機関と対話し、適宜、関連する情報を収集することで適切な視点、判断能力を備えていくこととします。

【原則 8】

機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

機構は、運用コンサルタントが利益相反に係る実効的な管理方針を策定し、利益相反管理体制を整備していくよう求めます。